

滋賀バルブ協同組合
彦根イメージキャラクター 「彦バルくん」 使用要領

第1条（目的）

この要領は、滋賀バルブ協同組合（以下「滋賀バルブ」という。）会員企業の共有財産である彦根バルブイメージキャラクター（以下、「キャラクター」という。）「彦バルくん」を使用する際の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（使用の範囲）

キャラクターを使用できるのは、以下の場合とする。

- （1）滋賀バルブ会員企業がバルブをPRすることを目的に使用する場合
- （2）新聞・雑誌・テレビ等報道機関が報道目的に使用する場合
- （3）その他、滋賀バルブが適当と認めた場合

第3条（使用の条件）

キャラクターの使用条件は以下の通りとする。

- （1）原則として、既存のデザインに手を加えず、そのまま使用する。
- （2）他の図案、文字等と組み合わせての使用はしない。
- （3）既存のデザイン以外に新たなデザインを起こす場合は、滋賀バルブの許諾を得なければならない。
- （4）前項（3）に従い使用が許諾された場合は、デザイン見本を提出する。
なお、滋賀バルブは、その使用に関する権限を有するものとする。
- （5）使用者は可能な範囲で、使用の結果を滋賀バルブに報告する。同報告は滋賀バルブの活動データとして使用する。

2 次の各号に該当する場合は、滋賀バルブはキャラクターの使用を承認しない。

- （1）滋賀バルブ会員企業の品位を傷つける恐れがある場合
- （2）特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合
- （3）特定の個人又は団体の売名に利用される恐れがある場合
- （4）法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- （5）不当な利益をあげるために利用される恐れがある場合
- （6）その他滋賀バルブが不適切と認める場合

第4条（使用の申請）

キャラクターを使用する者は、事前に「バルブのイメージキャラクター使用申込書」に、企画書、申込者の概要書、その他滋賀バルブが必要と認める書類等を添え、滋賀バルブに申し出る。

第5条（その他）

上記の要領によって判断できない問題が生じた場合は、滋賀バルブと申出者との間で協議を行うものとする。

附則 本規定は、令和6年4月1日より施行します